



長野県報

4月6日(金)
平成24年
(2012年)
号外

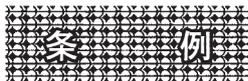
目次

条例

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課）…………… 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）
 - 1 児童手当法の一部改正により引用している条項が移動したことに伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年4月6日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第45号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育課